

公告

福岡県が購入する物件について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年3月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 物件名
トイレカー1台
- (2) 物件の仕様
入札説明書による
- (3) 契約履行期限
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約履行場所
入札説明書による

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買い入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと
- (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	車輛船舶（自動車）	AA

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 競争入札参加申請書の提出

入札に参加しようとするものは、以下の方法により、様式第1号「入札参加申請書」を提出しなければならない

- (1) 提出場所

5の部局とする

(2) 提出期限

令和7年4月7日(月)午前11時00分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない

ウ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は、様式第2号「入札辞退届」を5の部局に提出すること

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課防災企画係(行政北棟3階)

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3112(ダイヤルイン)

FAX 092-643-3117

6 入札説明書の交付

本公告上において、令和7年4月7日(月)午前11時00分まで掲載する
また、5の部局で交付する

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする

(2) 提出期限

令和7年4月15日(火)午後3時00分

(3) 提出方法

直接持参のうえ提出すること(ただし、県の休日には受領しない)

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年4月16日(水)午前10時30分

(2) 場所

福岡県総務部防災危機管理局災害対策本部室(行政北棟3階)

※但し、災害発生などの事情で災害対策本部室が使用できない場合は、別途県が指示する日時・場所にて実施

9 入札保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（見積金額の2割超に相当する金額）を全て誠実に履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 納付期日

ア 小切手等にて納付する場合

令和7年4月15日（火）午後3時00分

※納付期日までに、5の部局へ小切手等にて納付する旨連絡すること

イ (1)ア及びイの免除要件に該当することを証明する書面を提出する場合

令和7年4月15日（火）午後3時00分

※郵送で提出する場合も期間内必着とする

10 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、12により、再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない

- (1) 金額の記載のないもの、または、入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする
- (2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札

事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする

- (3) 落札者が決定した場合は、当該入札結果を福岡県ホームページに掲載することにより公表する

12 落札者がいない場合

開札した場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時において再度入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 契約条項を示す場所

5の部局とする

15 その他

- (1) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他、県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない
- (2) 契約締結時の条件として暴力団排除条項に係る誓約書を提出すること
- (3) その他詳細は、入札説明書による

入札説明書

(一般競争入札)

物件名

トイレカー1台

防災企画課

令和7年3月31日

入札説明書項目

- 入札手続について
- 入札日程表
- 仕様書
- 入札保証金・契約保証金についての注意事項
- 入札参加者心得
- 入札書及び記入例
- 委任状及び記入例
- 入札参加申請書 及び記入例
- 入札辞退届
- 物品購入証明書
- 履行確認書（交付願） 及び記入例
- 物品売買契約書（案）
- 誓約書

入札手続について

トイレカー1台

- ・入札説明会は行いません。
- ・入札参加希望者は次の注意事項及び入札説明書を熟知の上、入札をお願いします。
- ・提出期限は厳守してください。

1 入札参加申請について

入札参加条件は公告に記しています。

入札参加希望者は入札参加申請書の提出が必要です。

入札参加条件に適合しない者、入札参加申請書の提出がない者は、入札に参加することができません。

提出方法	提出先	提出日程等	提出様式	注意事項
持参又は 郵送(書留 郵便限定)	防災企 画課	入札日程表のと おり	別紙「入札 参加申請 書」	入札参加申請は、事業者の代表者又は競争入札参加資格審査申請時に提出している委任状に記載された支店長・営業所長等の代理人(以下「代理人」という。)が行ってください。 入札参加の可否は「入札参加確認通知書」により、通知します。

入札参加できないと決定された者は、入札参加確認通知の翌日から7日間(県の休日を除く)書面により入札参加できないと決定された理由の説明を求めることができます。この場合、当該書面は持参してください。

説明を求められたときは、前述の期間の末日から7日以内に、書面により回答します。

2 質問の受付及び回答について

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議の申立てはできません。

提出方法	提出先	提出日程等	提出様式	注意事項
持参又は 郵送(FA X可)	防災企 画課	入札日程表のと おり	任意	・ FAXの場合、提出後、電話による到着確認を行うこと。 ・ 回答は防災企画課執務室内に文書にて掲示します。

3 委任状について

入札手続きは入札参加申請者である事業者の代表者又は代理人により行っていただきますが、委任状を提出することによりその手続きを受任者に委ねることができます。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は 郵送	防災企 画課	委任事項発生 時	別紙「委任 状」	別紙「委任状」作成例を参照してください。

※防災企画課 福岡県総務部防災危機管理局防災企画課(県庁北棟3階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

電話番号 092-643-3112

FAX 092-643-3117

4 入札保証金について

入札書を提出される際には、あらかじめ(1)により入札保証金を本県に納付していただきます。ただし、(2)、(3)による場合は、入札保証金が免除されます。

(詳細は、別紙「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照してください。)

(1) 入札保証金を現金又は小切手により納付する場合

入札保証金は郵送での受付をしていません。

入札保証金を納付される入札参加者には入札書の持参をお勧めします。納付された入札保証金は入札終了後(落札者は契約締結後)に還付します。なお、落札者は入札保証金を契約保証金の一部に充当することもできます。万一、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属します。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	防災企画課	入札日程表のとおり	保証金等納付書(委任状は別紙「委任状」を使用してください。)	<ul style="list-style-type: none"> 小切手は銀行振出小切手(振出人及び支払人が同一金融機関であるもの)に限定します。 防災企画課で準備している保証金等納付書(財務規則様式第144号)に必要な事項を記入し、次の①～③のいずれかの印を押印又は署名して納付してください。 ① 本県に登録している代表者印 ② 競争入札参加資格申請時に提出している委任状に記載された代理人の印 ③ 4により①、②の代表者等から委任を受けた委任状持参者は、受任者の私印

(2) 入札保証金を免除するため、入札保証保険証券を提出する場合

入札保証保険証券とは、保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときこれを証する書類です。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送(書留限定)	防災企画課	入札日程表のとおり	入札保証保険証券の原本	<ul style="list-style-type: none"> ※持参の場合は封筒に入れ、「トイレカー」と書いて提出。 ※郵送の場合は封書にしたものをさらに封書にし、封筒の表に「トイレカー 入札保証保険証券在中」と記載して防災企画課へ郵送。

(3) 入札保証金を免除するため、物品購入証明書等を提出する場合

物品購入証明書とは、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことを証する書類です。

防災企画課に契約実績がある場合には、物品購入証明書に代え、イにより履行確認書(交付願)を提出してください。

ア 本県(防災企画課を除く。)若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)の物品購入証明書を提出する場合

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送(書留限定)	防災企画課	入札日程表のとおり	(別紙「物品購入証明書」を参照のこと)	<ul style="list-style-type: none"> ※持参の場合は封筒に入れ、「トイレカー」と書いて提出。 ※郵送の場合は封書にしたものをさらに封書にし、封筒の表に「トイレカー 物品購入証明書在中」と記載して防災企画課へ郵送。

イ 防災企画課に契約実績があり、履行確認書(交付願)を提出する場合

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送(書留限定)	防災企画課	入札参加申請書の提出期限と同じ	別紙様式「履行確認書(交付願)」	<ul style="list-style-type: none"> ※持参の場合は封筒に入れ、「トイレカー」と書いて提出。 ※郵送の場合は封書にしたものをさらに封書にし、封筒の表に「トイレカー 履行確認書(交付願)書在中」と記載して防災企画課へ郵送。

5 入札書について

入札書記入に当たっての注意事項等は次のとおりです。

(1) 主な注意事項

- ・ 電話、電報、FAX、電子メールその他の方法の入札は不可です。
- ・ 入札書の日付は、防災企画課が入札参加確認通知書を発した日から入札書提出期限日までのいずれかの日です。開札日ではありませんので御注意ください。
- ・ 日付がないもの又は日付に記載誤りがあるものは無効となるので十分注意してください。
- ・ 委任状を提出する場合は、入札書の記名は委任を受けた人の名前となります。
- ・ 委任状の提出がない場合は、本県に登録している代表者等の名前となります。
- ・ 入札書の書き方及び注意点は別紙「入札参加者心得」、「記入例」を御覧ください。特に、¥マークの横の入札金額、記名がないもの、入札金額を訂正したものは無効となります。入札金額は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、契約希望金額の110分の100に相当する額を記載してください。
- ・ 入札金額は、本体価格の外、輸送費、関税等納入引き渡しに要する一切の諸経費を含めたものとなります。
- ・ 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ・ 入札は入札書を提出した事業者の代表者又は代理人等(4により委任状で委任を受けた受任者を含む。)(以下「入札者」という。)を立ち合わせて実施します。
- ・ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又は中止することがあります。

(2) 提出方法等

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送(書留限定)	防災企画課	入札日程表のとおり	別紙様式「入札書(見積書)(請書)」	※持参の場合は封筒に入れ、「トイレカー」と書いて提出。 ※郵送の場合は封書にしたものをさらに封書にし、封筒の表に「トイレカー 入札書在中」と記載して防災企画課へ郵送。

6 開札

開札に当たっての注意事項等は次のとおりです。

(1) 主な注意事項

- ・ 本人確認のため、名刺を御持参ください。
- ・ 委任状のない受任者は立ち会いできません。
- ・ 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。
- ・ 落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で再度の入札を行います。1回目の入札で有効な入札書を提出した者だけが再度の入札に参加できるものとします。
- ・ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札で有効な最低価格の入札書を提出した者と随意契約を行うことがあります。

(2) 開札の場所等

開札の場所	開札日時	注意事項
災害対策本部室 (行政北棟3階) ※但し、災害発生などの事情で災害対策本部室が使用できない場合は、別途県が指定する日時・場所にて実施	入札日程表のとおり	再度の入札の準備をお願いします。

入札日程表

品名			トイレカー
納入場所			別途県が指定する場所
3月	31	月	一般競争入札公告・入札説明書の配付開始
4月	1	火	
	2	水	
	3	木	
	4	金	
	5	土	
	6	日	
	7	月	入札参加申請書の提出締切 ～11:00
	8	火	入札参加確認通知日
	9	水	
	10	木	
	11	金	質問受付締切 ～11:00
	12	土	
	13	日	
	14	月	質問回答の掲示(随時) 15:00～
	15	火	入札保証金の納付・入札保証金免除資料提出締切 ～15:00 入札書提出締切 ～15:00
	16	水	開 札 10:30～
	17	木	
	18	金	
	19	土	
	20	日	

トイレカー導入仕様書

この仕様書は、福岡県（以下、「発注者」という。）が導入するトイレカーに適用する。納入機は、以下に定める仕様を満足し、操作性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

1 契約の目的

災害時に上下水道をはじめとしたライフラインが途絶した場合に、被災地の指定避難所等で主に使用する自走可能なトイレカーを導入するもの。

2 納入期限

令和8年3月31日（火）

※ 期限にかかわらず可能な限り早期の納車に努めること。

3 納入台数

1台

4 納入場所

福岡県内で発注者が指定する場所

5 適合法令

製作は本仕様書に基づくほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、8ナンバー糞尿車登録時の検査に適合、承認が得られるものであること。

6 艀装条件

- (1) JIS 規格及び糞尿車登録に係る各規格に基づき精選された材質を使用すること。
- (2) シャシにトイレルームトレーラー装備の車両として艀装するとともに、利用において必要となる資機材等を積載、装備すること。
- (3) 艀装後の完成品を運用するうえで、必要な自動車運転免許の種類及び条件は「準中型免許（中型車8tに限る）」で運転可能なものであること。

7 シャシ仕様

本車両に使用するシャシは、令和7年以降に製造された新規車両のキャブ付きシャシを使用し、強力かつ堅牢で車両総重量の状態において、その使用目的に十分耐え得るものであること。

(1) 型式

- ①使用する車両は、未登録車で契約日現在、国内で市販されている型式であり、概ね国内全域において、走行性能にかかる修理・点検が可能なものであること。
- ②最大積載量3t程度のシャシを使用すること。
- ③キャブ内の運転席の位置は、進行方向に対し右側（右ハンドル）とすること。

(2) 車体の形状

シングルキャブ (ワイドキャブ)

(3) 車体の色

白色

(4) エンジン

ディーゼルエンジン

(5) ホイールベース

メーカー標準仕様

(6) 駆動方式・変則装置

4WD・AT

(7) 総排気量

2,900～5,000cc程度

(8) 最高出力

100kW以上

(9) 乗車人員

3名以上 (荷台座席を除く)

(10) 電装関係

- ① トイレ部分用サブバッテリー (12V-105AH 以上)
- ② 外部充電装置 (AC100V-DC12 以上)
- ③ 走行充電装置 (SBC)
- ④ バックブザー
- ⑤ エアコン (メーカー標準装備品)
- ⑥ バックカメラ (ルームミラータイプ) 一式
- ⑦ カーナビゲーションシステム (モニター含む) 一式
- ⑧ ETC (セットアップを含む) 一式
- ⑨ ドライブレコーダー (前方) 一式
- ⑩ コーナーセンサー 一式

(11) 計器類

メーカー標準装備品のもの。

(12) その他装備等

- ① タイヤはラジアルタイヤとする。

※ JATMA 会員企業製品とし、製造年は最新、再生品は不可とする。

- ② バッテリー収納は、点検が容易にできる位置に取り付けること。
- ③ バッテリー受台は、耐酸処理を施すこと。
- ④ 給排水等タンク取り付け及び配管設置を行うとともに、厳冬期において、同設備等が凍結しないよう凍結対策を講ずること。
- ⑤ 電気機器類は、適切な防水処理を施すこと。
- ⑥ エンジンを停止した状態でトイレ等が使用できるよう、車両走行用とは別にトイレ部分用のバッテ

リーを設け、充電方法として、外部電源からの充電、ソーラーパネルからの充電、エンジンオルタネーターからの充電に対応できるよう各装置を取り付けること。

(13) 付属品

- ①スペアタイヤ 1本
- ②スタッドレスタイヤ 4本
- ③タイヤチェーン 一式
- ④キー (スペアキー含む)
- ⑤パワードアロック
- ⑥ワイヤレスドアロック
- ⑦フロアマット 一式
- ⑧標準工具 一式
- ⑨寒冷地仕様
- ⑩パワーステアリング装置
- ⑪ABS装置
- ⑫SRSエアバッグ (運転席、助手席の両席)
- ⑬被害軽減 (自動) ブレーキ機能
- ⑭パワーウィンドウ
- ⑮泥除け、サイドバイザー
- ⑯サンバイザー (運転席、助手席)
- ⑰LEDヘッドライト
- ⑱LEDフォグランプ (フロント)
- ⑲牽引フック
- ⑳輪留め
- ㉑停止表示器材 (板)

(14) その他項目は、メーカー標準仕様とする。

8 艀装仕様

艀装形態は、災害用トイレカーとしての機能を満たし、かつ内装設計に準じたものとし、製作に使用する全ての材質は精選された耐久性に富むものを使用すること。

(1) 完成車両寸法

全長 7,100mm ± 200mm 程度

全幅 2,200mm ± 200mm 程度

全高 3,200mm ± 200mm 程度

なお、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。

(2) 車両全般の艀装

- ①艀装材料の厚さは、側板 2.0mm 以上とすること。
- ②車両側板の周辺及びビステップの端部周辺は折り曲げる構造とすること。
- ③運転席の室内外に使用する装備等は、メーカー標準装備のもの又は同等以上の性能を有するもので

あること。

- ④乗車人員の乗降時の安全に必要なステップ及び握り棒等を設けること。
- ⑤ステップ類はすべてステンレス縞板等の堅牢な素材を使用すること。
- ⑥ステンレス材等を直接骨材、外板等に取付ける場合は、水の侵入を防ぐため、外周にコーキング加工を施すこと。
- ⑦ボルト、ナット類はステンレス製のものを使用すること。
- ⑧艙装部分などで角があり危険な場所についてはバリ取りを行うこと。

(3) キャブ内の艙装

- ①走行時において、乗車人員の安全に必要な手すり等安全帯を設けること。
- ②ルームライトは車両標準装備のものとする。
- ③バッテリー、外部充電装置、走行充電装置、ファイル書類等を収納するボックスについては、容易に操作できる箇所に取り付けること。また、走行充電装置は、充電満了時の連続使用時間5～6時間を満たすものとし、更にキャブ内もしくは荷室内部に予備電源設置箇所を設けるものとする。

(4) 荷室

側板を除く内装部で荷室（トイレ架装部）は、次の寸法を確保すること。

全長 5,000mm ± 200mm

全幅 2,100mm ± 200mm

全高 2,000mm ± 200mm

なお、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。

(5) トイレ室内装及び便器

- ①トイレ室の配置設計は、男性用、女性用、多機能用に区分したうえで（以下、各区分室）、各区分室に扉を設置し、室内用途別に間仕切りを設置し個室便所とすること。
- ②各個室便所及び通路は、使用するために支障のない面積を有すること。また、多機能用トイレについては、車いす利用者及びその補助者等が使用するために十分な面積を有すること。
- ③便器は陶器製又は同等以上の製品で、水洗式の小便器、大便器、及びオストメイト便器とし、各大便器には逆流防止機能を設けること。また、設置個数は以下の個数以上とすること。
 - ア 男性用 大便器：2 小便器：1
 - イ 女性用 大便器：2
 - ウ 多機能用 大便器：1 オストメイト便器：1
- ④大便器設置の各室には、適切な位置にトイレットペーパーホルダー、小物収納棚、擬音装置、手摺り、除菌液ホルダーを取り付けるとともに各扉に施錠機能を設けること。
- ⑤多機能用のトイレ室内にはベビーキープ、おむつ交換台及び車いす用補助アームを各1基ずつ設置すること。
- ⑥大便器は全て洋式便座（温水洗浄便座）の簡易水洗トイレとすること。
- ⑦各区分室内の余剰部に各1基の手洗い機器及び鏡を設置すること。なお、手洗い機器の代替手段として便器に手洗い付きの機能を採用するなどによりこれに代えることも可能とする。代替手段を採用する場合は、発注者と協議を行い、その了承を得ること。

- ⑧ LED照明設備（7箇所以上）を適切な位置に設置すること。
- ⑨ 各個室内に非常用ボタンを設置すること。（連動して点灯する警告灯の設置を含む）
- ⑩ 多機能用の区分室内にはエアコンを設け、外部AC100Vを入力することで作動できるようにすること。
- ⑪ 女性用及び多機能用の個室便所にはサンタリーボックスを設置すること。

（6）車体側面及び車体後部

- ① 男性用区分室出入口として、車体側面に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。
- ② 女性用区分室出入口として、男性用出入口の反対側面に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。
- ③ 多機能用区分室出入口として、車体側面又は車体後部に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。
- ④ 各出入口に昇降用階段を用意すること。なお、高齢者などに配慮したステップの奥行や傾斜であること。
- ⑤ 各出入口には、夜間でも安全に昇降用階段を使用できるよう LED 照明設備を適切な位置に設置すること。
- ⑥ 昇降時の安全性配慮のため、出入口部に手すりを取り付けること。
- ⑦ 車体後部に、車いす利用者をはじめとした要配慮者を安全に昇降させるための電動リフトを設置すること。また、電動リフトはシャシ内部に格納できること。
- ⑧ 各区分室入口には、男性用、女性用、多機能用トイレであることが確認できる表示をすること。なお、表示方法については車両の塗装（ラッピング）の協議の際に決定するものとする。

（7）車体上部

- ① 荷室上部に換気扇を3箇所以上、適切な位置に設けること。
- ② 予備電力確保のため、充電用ソーラーパネルを設けること。

（8）車体下部

- ① 給水用タンク補充用の給水口を設置すること。
- ② 水道用のポンプを設置すること。
- ③ 排水用タンク処理用の排水口を設けること。また、排水できない状況も考慮し、排水用タンクには汲み取り口を設けること。
- ④ 上記のほか、トイレ等の使用において、必要となる配管類を設けること。

（9）給水用タンク

トイレ水洗及び手洗い用の水補給用として、FRP製の給水タンク（700L以上）を車両に取り付けること。

（10）給水口

給水車等から直接給水できる口径とし、アタッチメント等を取り付けることで対応できる場合はこれ

も可とする。

(11) 排水用タンク

汚水等の一時蓄積用として、FRP製のタンク（960L以上）を車両に取り付けること。また、タンク内の状況が確認できるよう、確認窓に目盛り等を付けること。

(12) 排水口

排水用タンク内の汚水処理用の汲取口及び強制排水口（ドレーンホース含む一式）を設置すること。

(13) その他の艤装

- ①燃料給油口は、給油が容易な位置に設けること。
- ②各収納ボックス・棚は、艤装が可能な範囲で最大とすること。
- ③ボックス、ステップ、床等で水が滞留する恐れのある箇所には、適当な大きさの水抜き口を設けること。

(14) 塗装（ラッピング）

車両全体に施工する。デザイン等の詳細は、協議の上決定する。

(15) トイレカーIoTシステム

トイレカーの以下の情報をインターネットを通じて、遠隔地でもトイレカーの稼働状況を容易に把握できるシステムを設けること。

- ①給水・排水タンクの残量
- ②非常ボタンの作動状況
- ③GPS情報（車両位置情報）
- ④バッテリー残量
- ⑤空室状況
- ⑥稼働状況（使用頻度）
- ⑦外気温（凍結対策）

また、給水用タンクの残量がある一定の量より少なくなった時点で自動的に設定したメールアドレスにメール通知する機能を有すること。

9 保証

- (1) 保証期間は、納入の日から1年間とする。ただし、保証期間に関わらず、設計不良、工作不良に起因する不具合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行うこととする。
- (2) 上記期間に関わらず、製造会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合は、それを適用する。
- (3) 完成品の納入後1年以内に受注者の責任と負担において、適切な点検を実施すること。

10 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱い説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議

すること。

1.1 諸手続き等

以下の手続きを受注者が代行すること。

- (1) トイレカーは糞尿車登録とすること。
- (2) 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等の一切を代行するものとする。
- (3) 自動車リサイクル料金や、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税、車両の移動に係る費用の納入までに要する経費は、受注者の負担とする。
- (4) 自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。

1.2 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに次の図書を提出し、発注者の承諾を得て、製作に取り掛かること。また、車両作成に当たっては、発注者と受注者とで予め十分に打合せを行い、確認・調整を行うこと。

- ①製作工程表
- ②概要図
- ③荷室内装図面
- ④寸法入りシャシ図面（カタログ等）
- ⑤シャシ及びエンジン諸元表（カタログ等）
- ⑥その他、発注者が指示するもの

- (2) 完成納入にあたっては、次の図書を提出すること。

- ①納品書
- ②概要図
- ③取扱説明書
- ④車両保証書
- ⑤自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- ⑥その他、発注者が指示するもの

1.3 その他の留意事項

- (1) 納入時車両の燃料タンクを満タンとすること。
- (2) 各部の清掃手入れを実施の上、発注者へ納入すること。
- (3) 完成車両の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用については、全て受注者が負担すること。
- (4) 艀装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合には、速やかに発注者に連絡するとともに、その被害の一切の責任を受注者が負うこと。
- (5) 受注者が、発注者の確認又は指示を受けずに施工した結果、当該仕様と異なるため、修正を求められた場合は、受注者の責任と負担により実施すること。
- (6) この仕様でない事項については、発注者との協議の上、決定するものとする。

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

(熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金(又はそれに代わるもの)を入札日程表に示す期限までに県に提出して頂く必要があります。

(1) 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の110(=税込み金額)の5%以上です。

この場合、現金及び小切手とも「保証金等納付書」に記名押印又は署名していただきます。

【現金又は小切手を持参する場合】

防災企画課にて「保証金等納付書」を記載していただきます。

【納付書での入金をご希望の場合】

①防災企画課にて「保証金等納付書」を記載いただいた後、納付書を発行いたします。

原則、直接窓口でのお受け取りをお願いいたします。

②入札日程表に示す入札保証金の納付期限までに必ず納付してください。

③入札保証金の納付確認のため、入札保証金の納付期限までに収納機関の領収印のある「保管証書(領収書)の写し(コピー等)」を持参、郵送(*注1)又はFAX(*注2)により提出してください。

*注1) 郵送の場合は、必ず入札案件名及び入札関係書類在中と朱書きした封筒に封入の上、書留等によること。期日必着。

*注2) FAXの場合は送信後に必ず書類到着の確認のため電話連絡等を行うこと。期日必着。

※入札保証金の納付期日までに納付の確認ができない場合は、入札に参加できない場合がありますのでご注意ください。

※納付書発行の際、福岡県の債権者登録が必要です。事前に登録の有無を確認してください。

※納付書で納金された場合は、口座振込により返還します。振込まで多少時間を要しますのでご了承ください。

(2) 入札保証保険に入ってその証券を提出する。

保険金額・・・入札しようとする金額の100分の110(=税込み金額)の5%以上です。

保証期間・・・「開札日」から14日間(開札日含む)でお願いします。

特約条項・・・「定額てん補」の特約を付けてください。

(3) 物品購入証明書(履行確認書「交付願」を含む。)を提出する。

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)」を提出することです。証明書は、過去2年間のもの2件が必要です。

また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110(=税込み金額)の、20%を超える同種の契約をいいます。

(例:250万円が入札金額の場合、契約希望金額が275万円となり、その20%となる55万円を超える契約(=550,001円以上)の実績が2件必要となります。)

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。履行期限ではありませんのでご注意ください。

また、単価契約を実績として挙げる場合は、一度防災企画課へご連絡ください。

※物品購入証明書(履行確認書(交付願)を含む。)は、入札者が履行した契約に限ります。他の支店や、(契約業務を本店から支店や営業所に委任されている場合は)本店の履行証明は受付することができませんので、ご注意ください。

※様式は入札説明書中の「物品購入証明書」又は「履行確認書(交付願)」を参照のこと。

※契約書の写しは証明書の代わりになりません。

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額(税込み)に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%	10%
② 保証保険	5%	10%
③ 物品購入証明書	20%	20%

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することも可能です。

入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないよう十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。又は入札金額を訂正した入札。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札。
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の110＝税込金額）の100分の5に達しない入札。
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
 - (9) 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。
- 16 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(表)
入札書(見積書)(請書)

トイレカー1台

¥

履行期限		仕様書のとおり		履行場所	仕様書のとおり	
品名	規格	数量	単価	金額	適要	
軽自動車		1台				
	付属品等は仕様書のとおり					

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和 年 月 日

福岡県 殿

住所

氏名

- 1 契約内容上記のとおり
- 2 契約金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札(見積)金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額(1円未満切捨て)を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額(1円未満切捨て)を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札参加資格者名簿に登載されている法人
の代表者本人が入札する場合の記入例

(請 書)

トイレカー1台

¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

履行期限	仕様書のとおり		履行場所	仕様書のとおり	
品 名	規格	数量	単価	金額	適要
軽自動車	車名:〇〇 〇〇 駆動方式:〇〇 型式:〇〇-〇〇 グレード:〇〇〇 色:〇〇	1台	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	

↑入札金額 (税抜き価格、訂正は不可)

↑税抜き価格、訂正は不可

納品予定の車名、型番等を
仕様書を基に記入してください。

上記のとおり入札(見積)いたします。

入札書提出日→令和 年 月 日

福岡県 殿 (開札日と間違わないこと)

住所 福岡市博多区〇〇〇〇〇

氏名 ●●●●●● (株)
代表取締役 △△ △△

↑ 押印不要

↓ これより下は記入しないこと

- 1 契約内容上記のとおり
- 2 契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金のパーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(表)

県外に本店がある法人で、支店が入札参加者名簿に登載されており、支店長以外の者(委任を受けた代理人)が入札する場合の記入例

請書)

トイレカー1台

¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

履行期限		仕様書のとおり		履行場所		仕様書のとおり	
品名	規格	数量	単価	金額	適要		
軽自動車	車名:〇〇 〇〇 駆動方式:〇〇 型式:〇〇-〇〇 グレード:〇〇〇 色:〇〇	1台	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇			
納品予定の車名、型番等を仕様書を基に記入してください。				↑ 税抜き価格、訂正は不可			
上記のとおり入札(見積)いたします。							
入札書提出日→令和 年 月 日							
福岡県 殿 (開札日と間違わないこと)							
住所 福岡市博多区〇〇〇〇〇							
氏名 ●●●●●● (株) 福岡支店							
支店長 △△ △△							
代理人 ■■ ■■							
↓ これより下は記入しないこと				↑ 押印不要			
1 契約内容上記のとおり							
2 契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)							
3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。							
4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金のパーセントの金額を納入します。							
5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。							
(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。							
(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。							
(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。							
6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。							
7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。							

代表取締役以外の者(委任を受けた代理人)が入札する場合の記入例

(請 書)

トイレカー1台

¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

履行期限	仕様書のとおり		履行場所	仕様書のとおり	
品 名	規格	数量	単価	金額	適要
軽自動車	車名:〇〇 〇〇 駆動方式:〇〇 型式:〇〇-〇〇 グレード:〇〇〇 色:〇〇	1台	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	

↑入札金額(税抜き価格、訂正は不可)

↑税抜き価格、訂正は不可

納品予定の車名、型番等を仕様書を基に記入してください。

上記のとおり入札(見積)いたします。

入札書提出日→令和 年 月 日

福岡県 殿 (開札日と間違わないこと)

住所 福岡市博多区〇〇〇〇〇

氏名 ●●●●●● (株)
代表取締役 △△ △△
代理人 ■■ ■■

↓これより下は記入しないこと

↑押印不要

- 1 契約内容上記のとおり
- 2 契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金のパーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)

住所

会社名

氏名

下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

代理人氏名

(委任事項)

トイレカー1台

に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 入札保証金又は保証物の納付並びに払戻請求及び領収に関する事務
- 3 契約保証金又は保証物の納付並びに払戻請求に関する事務

委任状記入例（名簿登載者から入札担当者への委任状）

委 任 状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

資格者名簿に登載されている代表者
（本社で登載されている場合は代表取締役、支店等で登載されている場合は支店長等の氏名）押印は不要です。

（委任者）

住所 ○○○…

会社名 ○○○…

氏名 ○○○…

下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

代理人氏名 ○○○○（押印不要です）

（委任事項）

トイレカー1台 に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 入札保証金又は保証物の納付並びに払戻請求及び領収に関する事務
- 3 契約保証金又は保証物の納付並びに払戻請求に関する事務

- 1 資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取締役、支店等で登載されている場合は支店長等）が、入札を代理人に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載してください。（本社で登載の場合は代表取締役等、支店等で登載の場合は支店長等名）。
- 3 委任者及び代理人氏名欄の押印は不要です。

入札参加申請書

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課長 殿

事業者住所
事業者名
代表者名
資格者番号^{※1}

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	トイレカー1台
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け ^{※2}	AA
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号) に基づく更正手続開始の申立て又は民事 再生法(平成11年法律第225号)に基づく 再生手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間 中であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金(持参・納付書)・小切手・履行確認書 入札保証保険証券・物品購入証明書 その他()
福岡県内に本店を有するか	有する ・ 有しない

※福岡県内に本店を有しない場合は、以下の項目を記入すること。

福岡県内に支店又は営業所等を有するか	有する ・ 有しない
中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第 2条各号における営業の種類	卸売業・サービス業・小売業・その他 (いずれかひとつに○をすること)
申請者の資本金額又は出資の総額 ※3 (個人事業主は記載不要)	
申請者の常時使用する従業員の数(本店及び 全ての支店等の合計数)	人

※1 競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人(支店長・営業所長)に委任している場合には、代理人名・住所となります。

※2 入札参加資格決定通知書に記載しています。

※3 増資又は減資により、競争入札参加資格申請時に申請した資本金額と異なる場合は、3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本又は写しを添付してください。

担当者

氏 名	電話番号	FAX番号(入札参加確認通知書 送付先)

(様式第1号)

令和 年 月 日

<記入例>入札参加申請書

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課長 殿

資格者名簿に登録されている代表者(本社で登録されている場合は代表取締役等、支店等で登録されている場合は支店長等名 押印は不要です。)

事業者住所 ○○○・・・
事業者名 ○○○・・・
代表者名 ○○○・・・
資格者番号^{※1} ○○○・・・

(9で始まる8桁の番号です)

下記入札案件に参加したく申請いたします。
記

入札案件名	トイレカー1台
申請者の登録業種	例)0506 計測機器・・・
申請者の入札参加資格における格付け ^{※2}	AA
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号) に基づく更正手続開始の申立て又は民事 再生法(平成11年法律第225号)に基づく 再生手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間 中であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金(持参・納付書)・小切手・履行確認書 ・入札保証保険証券・物品購入証明書 その他()
福岡県内に本店を有するか	有する ・ 有しない

中分類を記入してください。
該当業種については、
HPをご覧ください。

いずれか該当するものを○で囲む

※福岡県内に本店を有しない場合は、以下の項目を記入すること。

福岡県内に支店又は営業所等を有するか	有する ・ 有しない
中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第 2条各号における営業の種類	卸売業・サービス業・小売業・その他 (いずれかひとつに○をすること)
申請者の資本金額又は出資の総額 ※3 (個人事業主は記載不要)	○○○・・・
申請者の常時使用する従業員の数(本店及び 全ての支店等の合計数)	○○人

福岡県内に本店を有し
ない場合に記載する

※1 競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人(支店長・営業に委任している場合には、代理人名・住所となります。

※2 入札参加資格決定通知書に記載しています。

※3 増資又は減資により、競争入札参加資格申請時に申請した資本金額と異なる場合は、3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本又は写しを添付してください。

担当者

氏 名	電話番号	FAX番号(入札参加確認通知書送付先)

様式第2号

入札辞退届

件名

「トイレカー1台」に係る入札

上記入札において、都合により辞退します。

年 月 日

事業者住所

事業者名

福岡県知事殿

物品購入証明書

契約年月日 納期限	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考

納入者住所

商号及び営業所

代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

物品購入証明書

契約年月日	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考
納期限						

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。
 ※履行期限ではありませんのでご注意ください。
 (単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。)

本案件の場合、「納入年月日」が**令和5年4月16日～令和7年4月16日**までの案件です。

納入者住所

商号及び営業所

代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

履行確認書（交付願）

契約年月日 履行期限	納入年月日	案件名	契約金額(円)	備考
令和 年 月 日	令和 年 月 日		¥	
令和 年 月 日				
令和 年 月 日	令和 年 月 日		¥	
令和 年 月 日				

納入者住所 _____

商号及び営業所 _____

代表者名 _____

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する
入札案件名

トイレカー1台

期限(入札日程表に記載)までに提出してください。

(防災企画課用)

履行確認書（交付願）

「過去2年間の間」とは、本件入札の「開札日」から過去2年間の間に「納入年月日」が含まれていることを要件とします。
※履行期限ではありませんのでご注意ください。
(単価契約を実績として挙げる場合は、一度調達班へご連絡ください。)
本案件の場合、「納入年月日」が令和5年4月16日～令和7年4月16日までの案件です。

契約年月日 履行期限	納入年月日	案件名	契約金額(円)	備考
令和○年4月1日	令和○年12月20日	○○○○○	¥ 0,000,000	備車○○
令和○年12月28日				
令和△年10月1日	令和○年3月25日	○○○○○	¥ 0,000,000	備車○○
令和○年3月31日				

整理番号が分かる場合は記載して下さい。

納入者住所 福岡市○○区○○丁目 ○○-○○

商号及び営業所 株式会社○○○○

代表者名 ○○ ○○

押印は不要です。

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する
入札案件名 〔 トイレカー1台 〕

期限(入札日程表に記載)までに提出してください。

(防災企画課用)

物品売買契約書

物品の売買に関し、福岡県(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

(売買)

第 1 条 受注者は、別表 1 に掲げる物品(以下「物品」という。)を発注者に売り渡し、発注者は、これを買受ける。

(物品の数量等)

第 2 条 物品の数量、契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は別表 1 のとおりとし、物品の規格、構造、形状、寸法等は、別表 2 のとおりとする。

(検査)

第 3 条 受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

(代金の支払)

第 4 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は、前項の請求があったときには、その日から 30 日以内に受注者に支払わなければならない。

(部分払)

第 5 条 発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第 6 条 納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者は受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納期の延期)

第 7 条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

(発注者の催告による解除権)

第 8 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。

(2) 正当な理由なく、第 6 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 9 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第 11 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。この場合において、解除に

より受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第10条 前二条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるもので

あるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第11条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。
- (2) 第6条第1項に規定する契約不適合があるとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- (3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

3 前二項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項(第3号から第5号までを除く。)の規定は適用しない。

4 第1項第1号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

5 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの

期間に応じ、1年につき未納部分の代金の2.5パーセントに相当する金額とする。

- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

(賠償の予定)

第14条 前条の規定にかかわらず、受注者は、第9条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第4条第2項及び第5条の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第16条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(補則)

第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治29年法律第89号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)その他日本国の法令及び福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)の定めるところによる。

(協議)

第18条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 福岡県

代表者 福岡県知事

服部 誠太郎

職印

受注者 住所(事務所の所在地)

氏名(会社の名称及び代表者名)

印

別表 1

物 品 名	トイレカー 1 台
数 量	仕様書のとおり
契 約 金 額 (うち取引に係る消費税及 び地方消費税の額)	¥ _____ (¥ _____)
履 行 期 限	仕様書のとおり
履 行 場 所	仕様書のとおり
契 約 保 証 金	財務規則第 170 条各号によるほかこれを徴する
そ の 他	

備考 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、契約金額に 110 分の 10 (軽減税率対象品目については、108 分の 8) を乗じて得た額(1 円未満切捨て)を内数で記入すること。

別表 2

物 品 の 規 格	}
物 品 の 構 造	
物 品 の 形 状	} 仕様書のとおり
物 品 の 寸 法	
製 作 会 社 名	
そ の 他	}

誓約書については、落札後に契約書と併せてご提出していただきます。

(表)

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 物品売買契約書第9条第3項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<物品売買契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第9条

1～2 略

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)～(3) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)～(5) 略

3～5 略

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。